

徳島県収用委員会告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事（渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで）
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番一四二	畑	二九七 平方メートル	不明	五四・八〇 平方メートル

四 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十二月二十日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、土地登記記録名義人（亡）清原 政太郎 法定相続人

法定相続分三十分の一

谷口 富志子 徳島県徳島市昭和町五丁目一八番地の六徳島セントポリア五〇五号室

法定相続分三十分の一

森 博子 香川県高松市郷東町五八七番地五二

法定相続分三十分の一

谷口 早苗 徳島県徳島市昭和町五丁目一八番地の六徳島セントポリア五〇五号室

法定相続分六十分の一

亀岡 一郎 徳島県徳島市勝占町外敷地一六番地の二〇

第一七柴田マンション六〇一号室

法定相続分六十分の一

亀岡 史子 徳島県小松島市中田町字奥林八番地の九

法定相続分十八分の一

清原 喜美代 徳島県阿南市下大野町太平一〇四番地

法定相続分十八分の一

清原 和夫 徳島県阿南市下大野町太平一〇四番地

法定相続分十八分の一
佐藤 恵美 徳島県吉野川市鴨島町麻植塚二七一番地
法定相続分十二分の一
清原 ひとみ 兵庫県伊丹市荒牧五丁目一三番八 三〇二号
法定相続分十二分の一
清原 宜浩 大阪府豊能郡能勢町森上一八七番地の一七
法定相続分七十二分の一
新居 久子 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字大屋敷一七番地
法定相続分百四十四分の一
新居 善一 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字大屋敷一七番地
法定相続分百四十四分の一
北村 洋子 大阪府河内長野市清見台二丁目一七番二二号
法定相続分七十二分の一
定作 欽治 徳島県徳島市南田宮四丁目四番三三号
法定相続分七十二分の一
定作 俊英 徳島県板野郡上板町神宅字堂床三一番地二七
法定相続分三十六分の一
新居 俊彦 徳島県板野郡北島町鯛浜字原一六六番地六
法定相続分三十六分の一
久保 モト丑 徳島県阿南市十八女町宮ノ前一三二番地
法定相続分七十二分の一
新居 直子 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字寺ノ岡三二番地三
法定相続分七十二分の一
竹藤 悦子 広島県呉市焼山宮ヶ迫二丁目二四番四号
法定相続分三十六分の一
新居 春雄 愛媛県松山市松末二丁目六番四号
法定相続分十八分の一
田中 啓美 徳島県阿南市新野町馬場四二番地四
法定相続分十八分の一
笠原 政子 香川県高松市川島東町二一三九番地二六
法定相続分十八分の一
戸田 正三 徳島県阿南市桑野町山路五七番地
法定相続分二十四分の一
高橋 昇 大阪府高槻市松が丘四丁目三三番二号
法定相続分二十四分の一
高橋 房江 大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目四番五 九〇一号
法定相続分二十四分の一
大津 花子 東京都台東区鳥越二丁目二番五号 U c o u r t新御徒町六〇二
法定相続分二十四分の一
垂見 芳子 大阪府大阪市鶴見区諸口二丁目五番五 五〇二号

法定相続分三十分の一

松下 正子 愛媛県松山市吉藤四丁目一番一五号

又は、

服部 弘 徳島県阿南市下大野町渡り上り八番地一八二